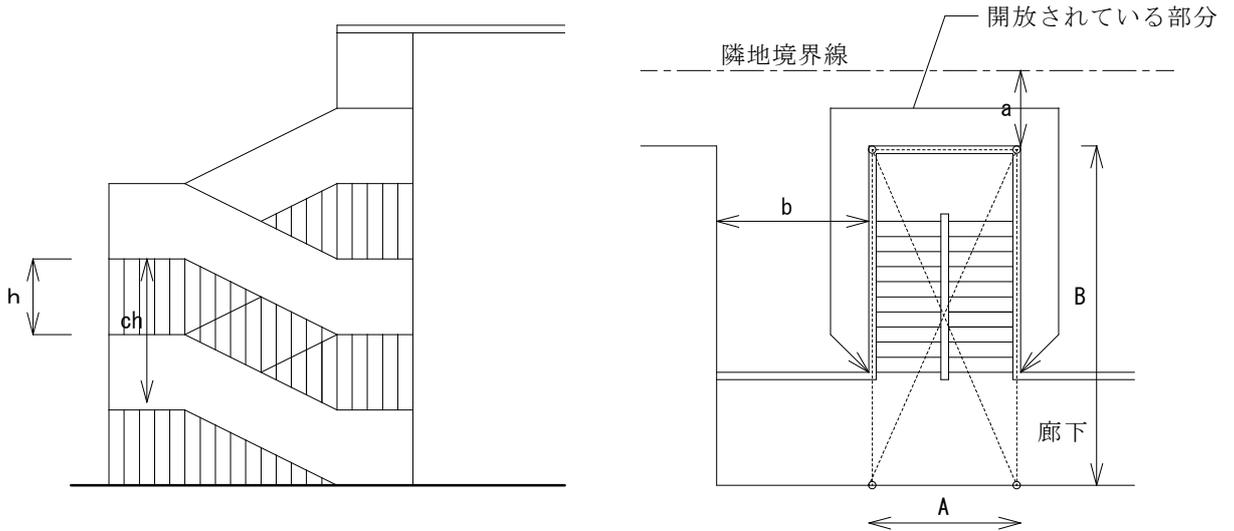


□ 屋外階段の取扱い

開放されている部分(用途地域の別によらず隣地境界線 a 0.5m以上、建物間 b 1.0m以上)が階段周長 (2A+2B) の1/2以上であるものは屋外階段として取り扱う。



a、b有効寸法

A、B壁芯寸法

開放されている部分： $h \geq 1100$ かつ $h \geq ch/2$

※ただし、避難階から避難階の直上階までの階段に防犯のために縦格子を設ける場合は、設置されている部分については開放されている部分とみなす。

(設置する縦格子は、「用語の定義-10」 開放性の大きい手すりに準ずる)

※この規定は屋外階段かどうかの規定であり床面積の規定については「用語の定義-08」を参照のこと